

東日本大震災津波により岩手県内で被災された方々の県内での「持ち家」による住宅再建を支援します

被災者住宅再建支援事業

この事業は、平成 23 年の東日本大震災及び津波により、岩手県内でその居住する自宅が全壊し、または、やむを得ず解体されたことによって自宅を失われた方々が、岩手県内で「持ち家」により住宅を再建し、一日でも早く生活を再建できるよう、県内市町村と岩手県が協力して補助金を支給し、被災された方々の生活再建と早期の復興を支援するものです。

1 この事業による補助の対象となる方（世帯）

次の2つの要件をいずれも満たしている被災世帯の世帯主です。

- ① 平成 23 年の東日本大震災及び津波により、岩手県内でその居住する住宅が全壊し、又は解体されたことにより、被災者生活再建支援金の基礎支援金（複数世帯 100 万円、単数世帯 75 万円）を受給していること。
- ② 岩手県内に自宅を建設又は購入することにより、被災者生活再建支援金の加算支援金（建設・購入 複数世帯 200 万円、単数世帯 150 万円）を受給していること。

※ 平成 23 年 3 月 11 日以降に、既に被災者生活再建支援金の加算支援金（建設・購入）を受給している世帯も対象となります。

※ 岩手県以外でその居住する住宅が全壊又は解体して、被災者生活再建支援金の基礎支援金を受給した世帯は、補助の対象になりません。

※ 上記の2つの要件を満たしても、建設・購入する建物の種類やかかった費用、契約した形態等により、補助を受けられない場合や補助額が減額されることがあります。

2 補助限度額

自宅として建設・購入する建物の所在する市町村がそれぞれ定めています。最大で、概ね次のとおりです。

世帯区分	複数世帯	単数世帯
補助額	100万円	75万円

※ 世帯区分は、既に受給している基礎支援金の区分に基づきます。

※ 補助の要件や支給方法において、独自の条件がある市町村があります。

3 申請手続き

自宅として建設・購入する建物が所在する市町村役場の申請窓口にて、申請書と添付書類などを提出してください。（申請窓口は「別紙」を御確認ください。）

申請に必要な書類は、市町村ごとに定めていますので、それぞれの市町村に御確認ください。

（参考）申請と補助金の支給を受ける際に必要となる書類

○ 申請書

※注 市町村ごとに様式が違います。申請する市町村の窓口で配布しています。

○ 被災者生活再建支援金の加算支援金（建設・購入）の申請書に添付したものと 同じ契約書（建設請負契約書・不動産売買契約書）の写し

○ 被災者生活再建支援金支給通知書の写し

○ 被災者生活再建支援金の加算支援金の振込先と同じ世帯主の通帳の写し

○ 補助金請求書やその他、市町村長が必要とする書類 など

※注 市町村ごとに違います。（例）アンケート、補助金請求書、契約書に係る請求書の写しや領収書の写しなど

4 補助金の支給時期

市町村ごとに違います。詳しくは、市町村の申請窓口にて御確認ください。

5 補助事業の仕組み

この事業により支給される補助金は、県内それぞれの市町村が、同じ岩手県内で被災された方々の一日も早い生活再建を支援するために補助を行うことを決定し、それぞれの市町村の財源と岩手県の復興基金による補助を合わせた資金を財源として、市町村と県が協力して実施する市町村補助事業です。

